

相談はお近くの相談機関をご利用ください。

## 中央児童相談所



- 住所  
〒960-8002  
福島市森合町 10-9
- TEL  
024-534-5101
- FAX  
024-534-5211
- E-MAIL  
tyuuou.jisou@pref.fukushima.lg.jp

## 県中児童相談所

福島県郡山合同庁舎内



- 住所  
〒963-8540  
郡山市麓山 1-1-1
- TEL  
024-935-0611
- FAX  
024-935-0618
- E-MAIL  
kentyu.jisou@pref.fukushima.lg.jp

## 白河相談室

県南保健福祉事務所内



- 住所  
〒961-0074  
白河市字郭内 127
- TEL  
0248-22-5648
- FAX  
0248-22-5451

## 会津児童相談所



- 住所  
〒965-0003  
会津若松市一貫町大字八幡字門田 1-3
- TEL  
0242-23-1400
- FAX  
0242-23-1404
- E-MAIL  
aidu.jisou@pref.fukushima.lg.jp

## 南会津相談室

南会津保健福祉事務所内



- 住所  
〒967-0004  
南会津町田島字天道沢甲 2542-2
- TEL  
0241-63-0309
- FAX  
0241-62-1698

## 浜児童相談所



- 住所  
〒970-8033  
いわき市自由ヶ丘 38-15
- TEL  
0246-28-3346
- FAX  
0246-28-2624
- E-MAIL  
hama.jisou@pref.fukushima.lg.jp

## 南相馬相談室

相双保健福祉事務所内



- 住所  
〒975-0031  
南相馬市原町区錦町 1-30
- TEL  
0244-26-1135
- FAX  
0244-26-1332

MEMO

# 里親さんを 募集しています!!



福島県

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷済みの紙をリサイクルできます。

## 里親とは？

里親とは、家庭の事情で親と暮らすことのできないお子さん（要保護児童）を家庭に迎え入れ、愛情を持って養育していただける方のことです。願う期間は、数日から数年間まで様々です。



## 里親にはどんな種類があるの？

### ● 養育里親 ●

保護者のいないお子さんや虐待などの理由により保護者が養育することが適当ではないお子さんを養育する里親です。

### ● 養子縁組里親 ●

養子縁組を希望する里親です。

### ● 親族里親 ●

保護者が死亡、行方不明、または拘禁などの状態になり養育できなくなったお子さんを、扶養義務者及びその配偶者である親族が養育する場合の里親です。

### ● 専門里親 ●

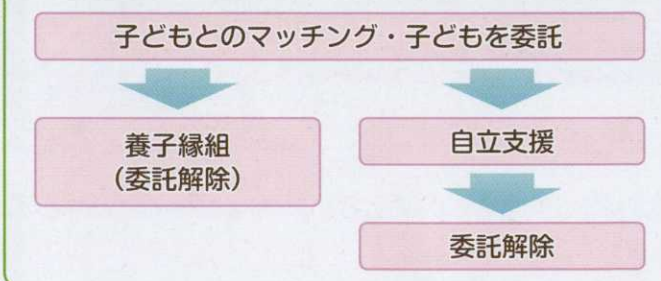
虐待を受けたお子さんや障がいのあるお子さんなど、専門的援助を必要とするお子さんを養育する里親で、3年以上里親の経験等が必要です。

（専門里親研修を終了し、里親に専念できることが必要です。）

## 養育里親・養子縁組里親認定の手続きの流れ



## 里親認定後の委託の流れ



### ● 子どもと家庭テレフォン相談 ●

祝日と年末年始を除く毎日、午前9時から午後8時まで、専任の電話相談員が相談にお応えします。

専用ダイヤル **024-536-4152**



**Q**  
里親になるには資格が必要ですか？

**A**  
特別な資格は必要ありませんが、お子さんの養育について理解と熱意と豊かな愛情をお持ちであること、経済的に困窮していないこと、養育が可能な健康状態であることが求められます。

**Q**  
子どもの生活費はどのようになりますか？

**A**  
生活費、医療費、教育費などお子さんの養育に必要な費用が毎月県から支払われます。養育里親と専門里親には里親手当が支給されます。

**Q**  
共働きでも里親になれますか？

**A**  
可能です。必要な場合には保育所や幼稚園の利用も可能です。お子さんの年齢により、委託後一定期間は仕事を休んでいただくこともあります。

**Q**  
困ったときは誰に相談すればいいですか？

**A**  
児童相談所では委託後の里親への支援を行っています。心配なことがあれば気軽に相談してください。里親研修会や里親サロン（各支部の集まり）に積極的に参加されることでの仲間作りをおすすめします。

**Q**  
里親としての心構えはありますか？

**A**  
家庭では望ましい生活習慣や社会性を身につけ、お子さんの自立を支援することを目指して子育てしているのでしょうか。その点は里親家庭でも全く同じです。里親家庭で特に心がける必要があるのは、定期的な養育状況報告が求められていることと、児童相談所や他の機関との連携の中で社会的養護という立場での養育が求められることなどです。



## 児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く

**189**

※一部のIP電話からはつながりません。  
※通話料がかかります。  
※携帯電話・スマートフォンからかける場合には郵便番号の入力が必要です。

お近くの児童相談所につながります。